

青森県報

号外第二十五号

令和二年
三月二十七日
(金曜日)

目次

告示

- 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の指定…………… (環境保全課) …… 一
- 湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の指定…………… () …… 二
- 右 同…………… (同) …… 二

告示

青森県告示第二百五十三号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型を次のとおり指定する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域の類型を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域の類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

水 域	該当類型	達成期間	指定水域の名称
-----	------	------	---------

新井田川河口水域

新井田川上流(長館橋より上流であつて世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	A	イ	新井田川河口水域
新井田川下流(長館橋より下流)	B	ハ	
馬淵川上流(櫛引橋より上流であつて青森・岩手県境より下流)	A	イ	
馬淵川下流(櫛引橋より下流)	B	ロ	
五戸川上流(戊橋より上流)	A	イ	
五戸川下流(戊橋より下流)	B	イ	
奥入瀬川上流(葛川合流点より上流)	AA	イ	
奥入瀬川中流(葛川合流点から幸運橋まで)	A	イ	
奥入瀬川下流(幸運橋より下流)	B	イ	
十和田湖(全域)	湖沼AA	イ	
世増ダム貯水池(県の区域に属する部分)	湖沼A	イ	
工業港(1)(別記1の水域)	海域C	ロ	
工業港(2)(別記2の水域)	海域C	ロ	
工業港(3)(別記3の水域)	海域C	ロ	
河口海域(甲)(別記4の水域)	海域B	ロ	
河口海域(乙)(別記5の水域)	海域B	ロ	
河口海域(丙)(別記6の水域)	海域A	イ	

備考

1 「該当類型」の欄中、湖沼の表示のあるものは、水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)別表2の1の(2)のアの表に掲げる類型を、海域の表示のあるものは、同表の2のアの表に掲げる類型を、湖沼又は海域の表示のないものは、同表の1の(1)のアの表に掲げる類型を示す。

2 「達成期間」の分類は、次のとおりとする。

(1) 「イ」は、直ちに達成

(2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

(3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

別記

1 工業港 (1)

八戸市小中野漁港岸壁1号東端と八戸市大字河原木字宇兵衛河原河口護岸基部を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

2 工業港 (2)

八戸市大字河原木字海岸北防波堤、同防波堤先端と馬淵川河口左側防波堤先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域

3 工業港 (3)

馬淵川河口右岸防波堤(計画されているものを含む。)、同防波堤先端の東1,100mの地点を結ぶ線、同地点と八戸市大字河原木字宇兵衛河原西防波堤(B)先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域

4 河口海域 (甲)

八戸市大字河原木字海岸北防波堤、同防波堤先端と蕪島北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、工業港(1)、工業港(2)及び工業港(3)に係る部分を除いたもの

5 河口海域 (乙)

八戸市大字河原木字海岸北防波堤、同防波堤先端と奥入瀬川河口右岸から東北東500mの地点を結ぶ線、同地点と奥入瀬川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

6 河口海域 (丙)

蕪島北端から奥入瀬川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって、工業港(1)、工業港(2)、工業港(3)、河口海域(甲)及び河口海域(乙)に係る部分を除

いたもの

青森県告示第百五十四号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型を次のとおり指定する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

次の表の水域の欄に掲げる湖沼が該当する水域の類型を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域の類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水	域	該当類型	達成期間	指定水域の名称
世増ダム貯水池(県の区域に属する部分)	Ⅲ	直ちに	新井田川河口水域	

備考

一 「該当類型」とは、水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年十二月二十八日環境庁告示第五十九号)別表2の1の(2)のイの表に掲げる類型をいう。

二 全要素に係る項目については、三分の間、基準値を適用しない。

青森県告示第百五十五号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型を次のとおり指定する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

次の表の水域の欄に掲げる湖沼が該当する水域の類型を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域の類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

世増ダム貯水池（県の区域に属する部分）	水 域
生物 A	該当類型
直ちに	達成期間
新井田川河口水域	指定水域の名称

備考

「該当類型」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年十二月二十八日環境庁告示第五十九号）別表2の1の(2)のウの表に掲げる類型をいう。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭